

## 国の留保からの配分等について

令和 8 年 6 月  
水 産 庁

## 1 現行制度の概要

令和 8 管理年度において、特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更
- (5) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰入れ及び国の留保からの大中型まき網漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴う数量の変更

## 2 数量変更の内容

第 145 回資源管理分科会（令和 8 年 5 月 18 日開催）以降、上記 1（1）に該当する数量の変更を行ったので報告する。

まいわし太平洋系群（令和 8 管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和 8 年 6 月 3 日	宮崎県	9,300	15,300	6,000	別紙※ 1
	国の留保	132,200	126,200	-6,000	

(以 上)

(別紙) 75%ルールによる国の留保からの追加配分を行った場合の追加数量の考え方

○ まいわし太平洋系群 (令和8 管理年度) (トン)

管理区分等	変更前数量	期間予測漁獲量 (注)	国の留保からの追加数量 (期間予測漁獲量と変更前数量との差) ※千トン未満切り上げ
※1 宮崎県	9,300	15,246	6,000

(注) 期間予測漁獲量の算出方法

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

→ 漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

→ 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

→ 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとと上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合

イ 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

特異率が1未満の場合

→ 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値